

# 今年度より法定講習を実施、 公益事業にも積極的な取り組み



分かりやすい講義に受講者から高評価

## 法定講習は年5回開催

栃木県本部では、平成28年度より栃木県より指定を受け宅地建物取引士法定講習会を開催することとなりました。

これまで、他協会が年7回開催していたところ、当本部が年5回開催することにより、毎月開催されることになりました。当本部では県南での開催も行うため、講習回数と会場の選択肢が増えたことで、受講者にとっては大きなメリットだと考えられます。

今年度は既に2回開催いたしました。受講者からは、講義内容もわかりやすいと高評価をいただいております。受講者に

正しい知識を身に付けてもらい、業務に役立てられるよう、講師の選定には力を入れてまいります。多くの受講者に当本部の講習会を受講していただけるよう今後も努めてまいります。

## 災害対応で栃木県と協定締結

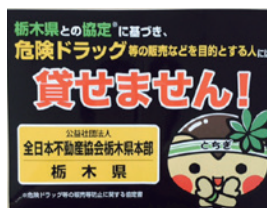
当本部は平成28年9月6日(火)、栃木県と「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」を締結いたしました。

同協定は、大規模災害時に住宅を失った被災者に、民間賃貸住宅を速やかに提供することを目的としています。公営住宅は数に限りがあること、仮設住宅の建設には時間がかかることなどの問題があるため、それらと併用しながら、住環境が快適で、なおかつ入居までの期間が短い民間賃貸住宅を提供することになりました。

協会の役割として、会員の皆さまから提供可能な賃貸住宅の情報を収集し、それらを基に一覧表を作成するなどして、突然の災害時にも被災者へ迅速な対応ができるように努めます。



協定書をもつ福田富一栃木県知事(右から3人目)と福川知法本部長(同2人目)ら全日本不動産協会栃木県本部役員



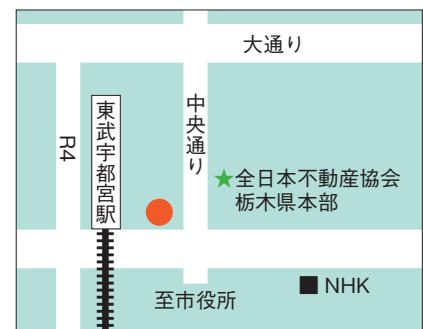
全日本不動産協会栃木県本部の名称が入った薬物乱用防止啓発用ステッカー

## 薬物乱用防止啓発で ステッカーを配布

当本部は、法定研修会の強化・充実を図るため、その内容に力を入れております。県、警察などの公的機関や税理士等の専門分野の講演は勿論、不動産に係るさまざまな講師による講演を取り入れることで、同じ内容での固定化を防ぎ、受講者の関心のある研修会の展開を意識しております。

また、そうすることにより研修会への参加率を上げ、ひいては取引における紛争の予防等、受講者の資質向上を狙っております。

今後も良い意味で変化をつけ、毎回新鮮な気持ちで受講できるような研修会を目指してまいります。



## 全日本不動産協会栃木県本部

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央1丁目9番11号  
大銀杏ビル7階  
TEL. 028-666-4554 FAX. 028-666-4553  
MAIL tochigiz@atlas.plala.or.jp